

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県遠賀郡岡垣町中央台三丁目一四六番地二六、最後の住所福岡県遠賀郡岡垣町中央台三丁目二〇番一三号

被相続人 亡 福永ルイ子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

北九州市小倉北区日明一丁目一三番一三号
相続財産清算人 司法書士 芳野 剛志
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市八幡西区大字楠橋一〇〇七番地一三、最後の住所北九州市八幡西区上の原四丁目二四番四三号 被相続人 亡 北條 武
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

北九州市小倉北区米町一丁目四番二二号
ニチフ米町ビル三〇一 江村法律事務所
相続財産清算人 弁護士 江村 智
相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分市大字勢家一五五番地一、最後の住所大分市田室町九番八〇号アーバン田室一〇〇七
被相続人 亡 五十嵐徳一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年六月十日

大分市賀来南一丁目一番八三一二〇二二号
相続財産清算人 司法書士 藍畑 公明
不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 不在者 後藤 京子
住所 福岡県築上郡吉富町大字広津二二四番地

生年月日 昭和三十三年四月二日
二 供託所 福岡法務局行橋支局

三 供託番号 令和八年度金第四七号

四 供託金額 五三四、七七一円

五 裁判所 福岡家庭裁判所行橋支部

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第一七三三号

令和八年六月十日

住所 福岡県行橋市南大橋四丁目八番一七号
事務所 福岡県行橋市大橋二丁目二番一七号
不在者財産管理人 安藤 裕成
相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十九條の二第二項により適用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 被相続人 亀田 典子
最後の住所 北海道恵庭市下島松六一九番地一(本田記念病院)

生年月日 昭和十四年五月十日

死亡年月日 令和六年六月十八日

二 供託所 札幌法務局

三 供託番号 令和八年度金第三五二二号

四 供託金額 一、一四〇、五三五円

五 裁判所 札幌家庭裁判所

六 事件名 相続財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年(家)第四〇四〇一七号

令和八年六月十日

札幌市北區北十三條西二丁目二二二九
相続財産管理人 弁護士 麻生有美子
相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十九條の二第二項により適用される同法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。
一 被相続人 石川 治子
最後の住所 東京都板橋区前野町五丁目九番三号みどりの苑

生年月日 大正十四年四月四日

死亡年月日 令和七年四月十三日

二 供託所 東京法務局

三 供託番号 令和八年度金第六九六四号

四 供託金額 三二七、二四二円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 相続財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和七年(家)第八七〇七号

令和八年六月十日

東京都板橋区東新町二丁目二五番二五号ウ・アルテミシア二〇一

相続財産管理人 司法書士 太田 未央

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和8年6月10日

記

〔掲載順序〕

①商号又は名称 ②免許証番号 ③(代表者の)氏名 ④事務所の所在地 ⑤営業保証金の額 ⑥申出書提出先 ⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社フージャー・スアセット・マネジメント ②国土交通大臣(2)9090 ③代表取締役 小川栄一
④廃止した主たる事務所 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 廃止した従たる事務所 宮城県仙台市青葉区本町一丁目9番6号 ⑤1500万円 ⑥関東地方整備局長 ⑦東京都千代田区丸の内二丁目2番3号 株式会社フージャー・スアセット・マネジメント 代表取締役 小川栄一

①くまざわ株式会社 ②神奈川県知事(1)31153 ③代表取締役 赤津裕司 ④神奈川県平塚市東中原一丁目2番23号 ⑤1000万円 ⑥神奈川県知事 ⑦神奈川県平塚市東中原一丁目2番23号 くまざわ株式会社 代表取締役 赤津裕司

①西尾不動産ネット ②愛知県知事(5)19217 ③荒川啓 ④愛知県西尾市巨海町南河原76番地 ⑤1000万円 ⑥愛知県知事 ⑦愛知県西尾市巨海町南河原76番地 西尾不動産ネット 荒川啓
由利大内ウィンドファーム風力発電事業の評価書
公表後における対象事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法(平成九年法律第八十一号。以下「法」という。)第三十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。
一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所(法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地)
二、対象事業の名称、種類及び規模

JR東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長 大口 豊
東京都千代田区神田須田町一―二五 JR神田万世橋ビル一五階
令和八年六月十日

東京都千代田区神田須田町一―二五 JR神田万世橋ビル一五階
JR東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長 大口 豊

風力(陸上)
四、三〇〇kWの風力発電機を一一基